

福岡県公報

令和元年5月10日
第 2 号

目次

告 示 (第4号 - 第13号)

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 1
- 「福岡県の希少野生生物 - 福岡県レッドデータブック」の販売代金の収納の事務の委託 (自然環境課) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 2
- パーキング・メーター作動手数料の収納事務の委託 (警察本部会計課) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 3
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 3
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4

公 告

- 落札者等の公示 (市町村支援課) 4
- 大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業振興課) 4
- 大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 5
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 6
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) 7
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) 7
- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 7

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 8
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) 8
- 都市計画事業の施行 (公園街路課) 8
- 都市計画事業の施行 (公園街路課) 9

監 査 委 員

- 監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) 9

公 安 委 員 会

- 教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) 13

告 示

福岡県告示第4号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	高 田 柳 川 線	前	柳川市上宮永町394番5先 から 柳川市上宮永町396番2先 まで	6.4 ～ 6.6	66.7
			後	柳川市上宮永町394番5先 から 柳川市上宮永町396番2先 まで	8.9 ～ 13.1	

福岡県告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年5月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	甘木線 吉井線	朝倉市杷木志波3259番1先から 朝倉市杷木志波3261番2先まで

福岡県告示第6号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2011－普及版」、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－」及び「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2014－普及版」の販売代金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

委託先	所在地	委託期間
川茂株式会社	東京都千代田区三番町24-3 三番町MYビル	平成31年4月1日から 平成32年2月29日まで
木下緑化建設株式会社	福岡市南区長丘三丁目13番27号	平成31年4月1日から 平成32年2月29日まで
九州造園・グリーンワーク共同事業体	北九州市小倉北区大島二丁目10番1号	平成31年4月1日から 平成32年2月29日まで
政府刊行物普及株式会社	福岡市中央区天神四丁目5番17号	平成31年4月1日から 平成32年2月29日まで
株式会社積文館書店	福岡市南区大楠二丁目23番5号	平成31年4月1日から 平成32年2月29日まで
タカミヤ・里山・エックス共同事業体	北九州市八幡東区東田二丁目5番7号	平成31年4月1日から 平成32年2月29日まで

一般財団法人福岡市市民の森協会	福岡市南区大字松原855番地4	平成31年4月1日から 平成32年2月29日まで
株式会社丸善ジュンク堂書店	東京都中央区日本橋二丁目3番10号	平成31年4月1日から 平成32年2月29日まで
合名会社みやはら書店	直方市殿町8番26号	平成31年4月1日から 平成32年2月29日まで

福岡県告示第7号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年5月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
京築	沓尾線 大橋線	行橋市大字今井2079番2先から 行橋市大字今井2071番先まで

福岡県告示第8号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、パーキング・メーター作動手料の収納の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 委託先及び所在地

(1) 福岡・筑後地区

伸和サービス株式会社

大阪府大阪市北区天神橋七丁目7番5号

(2) 北九州・筑豊地区

伸和サービス株式会社

大阪府大阪市北区天神橋七丁目7番5号

2 委託期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで

福岡県告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝 倉	県道	福 光 朝 倉 線	前	朝倉市入地2052番先から 朝倉市入地2069番先まで	7.9 ～ 9.0	190.5
			後	朝倉市入地2052番先から 朝倉市入地2069番先まで	7.9 ～ 12.8	186.3

福岡県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

朝 倉	県道	八 女 香 春 線	前	朝倉市杷木赤谷743番1先 から 朝倉市杷木赤谷735番1先 まで	14.2 ～ 34.3	69.5
			後	朝倉市杷木赤谷743番1先 から 朝倉市杷木赤谷735番1先 まで	15.7 ～ 34.3	80.7

福岡県告示第11号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年5月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝 倉	八 女 香 春 線	朝倉市杷木赤谷821番1先から 朝倉市杷木赤谷824番1先まで

福岡県告示第12号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

朝倉	県道	八女線 香春線	前	朝倉市杷木赤谷861番1先 から 朝倉市杷木赤谷857番先ま で	14.1 ～ 34.5	18.8
			後	朝倉市杷木赤谷861番1先 から 朝倉市杷木赤谷864番1先 まで	14.1 ～ 34.5	

福岡県告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年5月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	八女線 香春線	朝倉市杷木赤谷861番1先から 朝倉市杷木赤谷864番1先まで

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 契約に係る特定役務の名称及び数量
名称 福岡県住民基本台帳ネットワークシステムにおける県ネットワークの運用及び保守業務
数量 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称
福岡県企画・地域振興部市町村支援課

(2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 契約の相手方を決定した日
平成31年4月1日

4 契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏名
地方公共団体情報システム機構

(2) 住所
東京都千代田区一番町25番地

5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
101,049,642円

6 契約の相手方を決定した手続
随意契約

7 随意契約を行った理由
政府調達に関する協定第15条1(b)に該当

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成31年4月16日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(1) 名称 スーパーセンタートリアル桂川土居店

(2) 所在地 嘉穂郡桂川町大字土居字関町810番1 外

3 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称		住所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 榎木野 仁司	福岡市東区多の津一丁目12番2号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称		住所
株式会社トライアルカンパニー	代表取締役 榎木野 仁司	福岡市東区多の津一丁目12番2号

4 大規模小売店舗を新設する日

令和2年3月26日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

4,145平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物北西側	206

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場の位置	収容台数(台)
建物北西側	60

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物北東側	80
建物北東側	120
合計	200

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内北東側	45.34

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間営業

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位置
2箇所	建物敷地南西側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成31年4月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ルミエール太宰府店

(2) 所在地 太宰府市大字大佐野字篠原68番地

3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,450㎡

(変更後) 2,616㎡

4 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	変更前	変更後
建物東側	211.8㎡	120㎡
合計	211.8㎡	120㎡

(2) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	変更前	変更後
建物内東側	74.8㎡	55.6㎡
合計	74.8㎡	55.6㎡

公告

三井郡床島堰土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住所
稲益賢良	久留米市北野町金島1068番地3
藤丸隆征	久留米市北野町中川524番地
馬場武敬	久留米市北野町金島185番地
古賀純弘	久留米市北野町仁王丸140番地
光安勝憲	久留米市北野町赤司1967番地1
吉塚孝	久留米市北野町千代島1074番地
相園公一	久留米市北野町十郎丸1485番地
深町元美	久留米市北野町今山591番地2
松隈喜彦	久留米市北野町陣屋345番地4
黒岩武夫	久留米市北野町高良2206番地1
轟利光	久留米市北野町上弓削424番地2

関豊一	久留米市宮ノ陣町若松1997番地4
松村正二	久留米市宮ノ陣町六丁目28番30号
宮崎威	久留米市宮ノ陣町二丁目8番5号
荒巻寿敏	小郡市平方64番地
末次勝行	小郡市下西鯉坂609番地1
山田泰徳	小郡市二夕645番地1
秋吉隆和	三井郡大刀洗町大字守部800番地
黒岩洋明	三井郡大刀洗町大字鶴木174番地
澤嘉之	三井郡大刀洗町大字甲条950番地3
牟田敏	三井郡大刀洗町大字春日731番地1
山田篤	三井郡大刀洗町大字高樋1159番地3

2 退任監事

氏名	住所
荒巻吉高	久留米市宮ノ陣町八丁島1608番地1
井上郷士	久留米市北野町八重亀149番地2
永野雅祐	三井郡大刀洗町大字三川491番地

3 就任理事

氏名	住所
小川義勝	久留米市北野町中川803番地第2
秋山満利	久留米市北野町八重亀745番地2
馬場武敬	久留米市北野町金島185番地
久富稔	久留米市北野町大城147番地
光安勝憲	久留米市北野町赤司1967番地1
堀田孝一	久留米市北野町稲数1番地1
野村久雄	久留米市北野町中2596番地
高山賢治	久留米市北野町中175番地
橋本義雄	久留米市北野町今山233番地29
権藤定幸	久留米市北野町鳥巢1151番地1
稲吉極	久留米市北野町石崎55番地2

関 輝 秋	久留米市宮ノ陣町若松1914番地1
松 村 正 二	久留米市宮ノ陣町大杜1244番地1
宮 崎 威	久留米市宮ノ陣二丁目8番5号
荒 卷 寿 敏	小郡市平方64番地
末 次 勝 行	小郡市下西鯉坂609番地1
行 徳 義 久	小郡市二夕725番地1
永 野 雅 祐	三井郡大刀洗町大字三川491番地
牟 田 敏	三井郡大刀洗町大字春日731番地1
今 村 久 雄	三井郡大刀洗町大字上高橋1439番地1
佐 田 壽 男	三井郡大刀洗町大字富多1176番地
棚 町 義 雄	三井郡大刀洗町大字高樋890番地3

4 就任監事

氏 名	住 所
古 賀 純 弘	久留米市北野町仁王丸140番地
秋 山 喜 幸	三井郡大刀洗町大字守部818番地3
高 山 俊 夫	小郡市光行352番地1

公告

荒木土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 退任監事

氏 名	住 所
龍 頭 智	久留米市荒木町荒木3501番地

2 就任監事

氏 名	住 所
緒 方 正 敏	久留米市荒木町荒木6179番地2

公告

安武土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

就任理事

氏 名	住 所
森 宗 男	久留米市安武町安武本2361番地3

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

1 届出年月日

平成31年4月17日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ルミエール太宰府店

(2) 所在地 太宰府市大字大佐野字篠原68番地

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三角商事株式会社 代表取締役 三角 勝信 京都郡苅田町大字二崎118番2	三角商事株式会社 代表取締役 三角 勝信 福岡市博多区博多駅前二丁目19番27号

- 4 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
三角商事株式会社 代表取締役 三角 勝信 京都府苅田町大字二崎118番2	三角商事株式会社 代表取締役 三角 勝信 福岡市博多区博多駅前二丁目19番27号

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
那珂川市大字東隈字初村22番1、22番5から22番14まで、26番3及び26番4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区堅粕二丁目7番2
株式会社u i コンサルタント
代表取締役 井上 武

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和元年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 落札に係る契約の名称
高齢者講習等予約受付業務委託契約
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
 - 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

- 3 落札の相手方を決定した日

平成31年3月15日

- 4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名

日本電気株式会社九州支社

- (2) 住所

福岡市博多区御供所町1番1号

- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

58,060,800 円

- 6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

- 7 入札公告日

平成31年2月1日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小 川 洋

- 都市計画事業の種類及び名称
筑後中央広域都市計画道路事業 3・4・26-3号 三橋筑紫橋線
- 施行者の名称
福岡県
- 事務所の所在地
福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県南筑後県土整備事務所 大牟田市小浜町24番1
- 事業地の所在
 - 収用の部分

柳川市坂本町、柳町、新外町及び筑紫町字東荒野地内

(2) 使用の部分

柳川市坂本町、新外町及び筑紫町字東荒野地内

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による告示があったので、都市計画事業の施行について同法第66条の規定により次のように公告する。

令和元年5月10日

福岡県知事 小川 洋

1 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業 3・4・45-5号 塘ノ内砂山線

2 施行者の名称

福岡県

3 事務所の所在地

福岡県建築都市部公園街路課 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県北九州市土整備事務所 北九州市八幡西区則松3番7号1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

中間市長津三丁目、岩瀬西町、大字岩瀬及び岩瀬四丁目地内

(2) 使用の部分

中間市大字岩瀬地内

監査委員

監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した知事部局及び教育委員会の出先機関52機関について実施した随時監査結果の報告（平成30年11月12日30監総第525号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和元年5月10日

福岡県監査委員 藤山泰三
同 行正晴實
同 岩崎 勇
福岡県監査委員職務執行者 江藤秀之

30社活第1728号
平成31年3月13日

福岡県監査委員

同

同

同

山 下

行 正

岩 崎

江 藤

芳

晴

秀

之

殿

殿

殿

殿

郎

實

勇

之

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年11月12日30監総第525号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
人づくり・県民 生活部	備品の購入において、支出負担行為の日付が見積書の提出日より前になっているなどの不適正な事務処理があった。	財務会計担当職員や出納員を会計管理局の財務会計事務研修に毎年参加させ、知識の習得を図る。 また、財務会計関係資料の共有、会計事務チェックシートの活用や複数職員によるチェックを徹底するとともに、所属独自の「予算執行管理表」を作成し、上司が進捗管理を行うことにより、適切な事務処理に努める。

31 教財第51号
平成31年4月11日

福岡県監査委員

同 同 同
藤山 藤山 藤山 藤山
行正 崎正 崎正 崎正
岩江 岩江 岩江 岩江
藤江 藤江 藤江 藤江
三泰 三泰 三泰 三泰
實晴 實晴 實晴 實晴
勇秀 勇秀 勇秀 勇秀
之之 之之 之之 之之

福岡県教育委員会

監査の結果に係る措置について（通知）

平成30年11月12日30監総第525号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関名	監査の結果	講じた措置の内容
体育研究所	時間外勤務手当において、時間外勤務の事前命令・事後確認が著しく適正を欠いたため、過払いとなっていた。	職員に対し、時間外勤務手続きに関する文書を作成し、配付・説明した。また、最終退所者時間及び氏名を記録する確認簿を新たに作成し、次長が時間外勤務事後確認の際に確認する。さらに、定期的に警備日誌との照合を行い適正を図る。
体育研究所	タクシー借上料において、借上契約を締結していないにもかかわらずタクシー借上げを行い、かつ未払いが発生していた。	契約担当者と出納員（次長）で共通理解を図るため、契約手続きから支出までのスケジュール確認表を作成し、出納員（次長）はこのスケジュール確認表により業務の進捗状況を随時確認し、担当者へ注意喚起を行う。
南筑後教育事務所	平成25年度に購入した耐久性のある需用品について、現物の確認が出来なかった。	物品貸出簿を作成し、使用者が物品の使用前後で必要事項を記載し、物品管理担当者は物品貸出簿と現物の照合を行う。

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
教育委員会	<p>劇物薬品の管理において、薬品管理台帳の残量と現物残量が一致しないものがあるなど、管理が不適正であった。</p>	<p>薬品管理規定の見直しを行い、薬品の管理責任者、管理担当者を明確にした。</p> <p>また、薬品の払出し、残量確認等は必ず複数人で行い、管理担当者が薬品管理台帳に記載することを徹底した。</p> <p>管理担当者は、管理責任者立会いの下、定期的に薬品管理台帳と現物の確認を行うこととした。</p>
	<p>劇物薬品の管理において、薬品室で確認できないものがあるなど、管理が不適正であった。</p>	<p>薬品管理規定の見直しを行い、薬品の管理責任者、管理担当者を明確にした。</p> <p>また、薬品の払出し、残量確認等は必ず複数人で行い、管理担当者が薬品管理台帳に記載することを徹底した。</p> <p>管理担当者及び管理責任者は、薬品の管理が正確になされているか、定期点検を行うこととした。</p>

公安委員会

福岡県公安委員会告示第87号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

令和元年5月10日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査

2 審査に係る運転免許の種類

法第84条第3項及び第4項に規定する運転免許の種類とする。

ただし、小型特殊免許、原付免許、大型特殊第二種免許及び牽引^{けん}第二種免許を除く。

3 審査の方法

規則第12条に規定する審査方法によって実施する。

4 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所	審査種別
令和元年6月17日（月曜日） 午前9時00分から午後3時00分まで	知識	福岡市中央区天神4丁目4番27号	
令和元年6月18日（火曜日） 午前9時00分から午後4時00分まで		ベストアメニティ天神ビル 福岡県指定自動車学校協会	
令和元年6月24日（月曜日） 午前9時00分から午後5時00分まで	技能	大野城市山田3丁目12番1号 西鉄自動車学校	大型、中型、準中型、大型特殊、牽引、大型第二種及び中型第二種免許

令和元年6月25日（火曜日）
午前9時00分から午後5時00分まで

令和元年6月26日（水曜日）
午前9時00分から午後5時00分まで

大野城市下大利3丁目2番20号
南福岡自動車学校

普通及び普通第二種免許

大型二輪及び普通二輪免許

5 審査の申請手続及び受付期間

(1) 審査の申請手続

ア 提出書類

- 審査申請書（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルの写真を貼付したもの）
- 審査自動車を運転することができる運転免許証（仮運転免許証を除く。）両面の写し
- 次の表に掲げる審査手数料（福岡県領収証紙によること。）

審査に係る免許の種類	手数料の額
大型免許、中型免許及び準中型免許	14,550円
普通免許	11,850円
大型二輪免許、普通二輪免許、大型特殊免許及び牽引 ^{けん} 免許	9,650円
大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許	12,450円

- 規則第17条及び附則による審査細目の一部を免除される者に該当する場合は、これを証明する書面

※ 審査申請書は、福岡県警察本部交通部運転免許試験課で交付する。

郵便により審査申請書を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、82円切手を貼付した返信用封筒を必ず同封すること。

※ 審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

イ 提出先

福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

※ 郵送による審査申請を行う場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から令和元年6月7日（金曜日）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）に規定する県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から令和元年6月7日（金曜日）までの消印があるものを有効とする。

6 その他

(1) 審査を受ける際は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。

(2) 第二種免許に係る審査を受審する者は、当該第二種免許に対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

(3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。

(4) 審査に合格した者であっても、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。

(5) 審査手続等の問合せは、福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係に対して行うこと。

連絡先 福岡県警察本部交通部運転免許試験課教習所係

郵便番号 811-1392

所在地 福岡市南区花畑四丁目7番1号

電話番号 092-566-2892